

別表十七（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の4第1項（「国外関連者との取引に係る課税の特例」）に規定する国外関連者（同条第5項の規定の適用がある場合における同項に規定する非関連者を含みます。以下この記載要領において「国外関連者」といいます。）との間で取引を行った場合において、同条第25項の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「特殊の関係の区分」の欄には、法人と国外関連者の関係が措置法令第39条の12第1項各号（「国外関連者との取引に係る課税の特例」）のいずれに該当するかを記載します。また、措置法第66条の4第5項の規定の適用がある場合には、同項の規定を記載します。
- 3 「株式等の保有割合」の欄の「保有」の欄には、法人が直接又は間接に保有する国外関連者の株式等の保有割合（措置法令第39条の12第2項に規定する合計した割合をいいます。以下3において同じです。）を記載し、「被保有」の欄には、国外関連者が直接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の保有割合又は当該法人及び国外関連者が同一の者によってそれぞれその発行済株式等を直接若しくは間接に保有されている場合における当該同一の者の直接若しくは間接に保有する当該法人の株式等の保有割合を記載し、「同一の者による国外関連者の株式等の保有」の欄には、当該法人及び国外関連者が同一の者によってそれぞれその発行済株式等を直接又は間接に保有されている場合における当該同一の者の直接又は間接に保有する当該国外関連者の株式等の保有割合を記載します。
- 4 「直近事業年度の営業収益等」の各欄には、法人の当該事業年度終了の日以前の同日に最も近い日に終了する国外関連者の事業年度の営業収益、営業費用、営業利益、税引前当期利益及び利益剰余金の額をそれぞれ記載します。
- 5 「国外関連者との取引状況等」の各欄は、取引の種類を記載するものとし、当該取引の種類別の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 「受取」又は「支払」の各欄には、法人の当該事業年度において、当該法人が国外関連者から支払を受ける対価の額の取引の種類別の総額又は当該法人が国外関連者に支払う対価の額の取引の種類別の総額をそれぞれ記載します。この場合において、記載すべき金額の単位は百万円とし、百万円未満の端数は四捨五入します。
 - (2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4第2項に規定する算定の方法のうち、法人が国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該法人が国外関連者に支払う対価の額に係る同条第1項に規定する独立企業間価格につき当該法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載します。この場合において、当該独立企業間価格の算定に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付します。
- 6 「事前確認の有無」の欄には、「国外関連者との取引状況等」の欄に記載した取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号（定義）に規定する外国の租税に関する権限のある機関による確認の有無を記載します。